

# 兵庫県公報

令和8年2月19日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 人事委員会規則

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 会計年度職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	1

## 公布された法令のあらまし

- ◎ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）  
警察署において行う当直勤務を廃止することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- ◎ 会計年度職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）  
会計年度任用職員の特別休暇を有給化するため、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月19日

兵庫県人事委員会  
委員長 大久保 和 代

### 兵庫県人事委員会規則第2号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号ウ、エ及びキ中「、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター又は警察署」を「又はサイバーセキュリティ・捜査高度化センター」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月19日

兵庫県人事委員会  
委員長 大久保 和 代

### 兵庫県人事委員会規則第3号

#### 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「第62条第1項第1号、第2号」を「第62条第1項第1号から第3号まで」に、「第7号まで、」を「第8号まで及び」に改め、「、第11号及び第13号」を削る。

第25条第2項中「第62条第1項第3号、第4号、第8号、第9号及び第12号」を「第62条第1項第4号及び第9号」に改める。

第34条第2項中「第62条第1項第3号、第4号、第8号、第9号及び第12号」を「第62条第1項第4号及び第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。